相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市東塩屋町五八番地、最後の住所広島県呉市東鹿田町二一番二〇号

被相続人　亡　西之原祐幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県呉市阿賀中央六丁目一四番七―二〇二号

相続財産管理人　湯澤　俊樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市吉和西元町九〇番地、最後の住所広島県福山市高西町三丁目九番一四号オリオンセトル一〇三

被相続人　亡　山根　剛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県三原市城町三丁目一番一号港湾ビル二〇六号　三原みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮武　利行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広三芦一丁目七九〇八番地二、最後の住所広島県呉市広吉松一丁目一番二二号

被相続人　亡　水本　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県呉市宝町四番四四号　呉中央桟橋ターミナルビル3F

相続財産管理人　大島　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県北諸県郡三股町大字宮村二九七六番地、最後の住所北九州市戸畑区千防二丁目三番一―三〇八号　被相続人　亡　内村　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県三原市城町三丁目一番一号港湾ビル二〇六号　三原みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮武　利行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広三芦一丁目七九〇八番地二、最後の住所広島県呉市広吉松一丁目一番二二号

被相続人　亡　水本　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県呉市宝町四番四四号　呉中央桟橋ターミナルビル3F

相続財産管理人　大島　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県北諸県郡三股町大字宮村二九七六番地、最後の住所北九州市戸畑区千防二丁目三番一―三〇八号　被相続人　亡　内村　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県三原市城町三丁目一番一号港湾ビル二〇六号　三原みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮武　利行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広三芦一丁目七九〇八番地二、最後の住所広島県呉市広吉松一丁目一番二二号

被相続人　亡　水本　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県呉市宝町四番四四号　呉中央桟橋ターミナルビル3F

相続財産管理人　大島　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県北諸県郡三股町大字宮村二九七六番地、最後の住所北九州市戸畑区千防二丁目三番一―三〇八号　被相続人　亡　内村　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県三原市城町三丁目一番一号港湾ビル二〇六号　三原みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮武　利行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広三芦一丁目七九〇八番地二、最後の住所広島県呉市広吉松一丁目一番二二号

被相続人　亡　水本　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県呉市宝町四番四四号　呉中央桟橋ターミナルビル3F

相続財産管理人　大島　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県北諸県郡三股町大字宮村二九七六番地、最後の住所北九州市戸畑区千防二丁目三番一―三〇八号　被相続人　亡　内村　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所広島県三原市城町三丁目一番一号港湾ビル二〇六号　三原みなと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮武　利行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広三芦一丁目七九〇八番地二、最後の住所広島県呉市広吉松一丁目一番二二号

被相続人　亡　水本　学

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

長崎県長崎市万才町六番三三号高木ビル三階

相続財産管理人　司法書士　吉田　省三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡甲佐町大字中横田一一九八番地、最後の住所熊本市南区城南町沈目一五一三番地

被相続人　亡　田上　盛枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

事務所熊本県八代市通町六番一三号第一日東ビル二階

相続財産管理人　司法書士　丁畑　博胤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県宜野湾市伊佐三丁目一九番、最後の住所沖縄県宜野湾市伊佐三丁目一九番一七号

被相続人　亡　新田　裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月四日

沖縄県宜野湾市大謝名四丁目一番一号

相続財産管理人　崎間　考史

任意清算公告

当社は、平成二十六年十月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十一月四日

愛知県春日井市高森台九丁目二番地一一

三―五〇七　合資会社エール

代表社員　村田　絵麻

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年九月三十日確定給付企業年金法第八十六条第四号に該当し、終了しました。当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成26年11月4日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社桃生交通　②第3種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第3―219号　④株式会社桃生交通　宮城県石巻市桃生町給人町字東町85　代表取締役　岩倉宏　⑤株式会社桃生交通　宮城県石巻市桃生町給人町字東町85　⑥平成7年1月26日　⑧平成25年3月21日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫宮城県石巻市桃生町給人町字東町85　株式会社桃生交通　代表取締役　岩倉宏

平成二十六年十一月四日

東京都中央区八丁堀二丁目二〇番九号

東海興業株式会社確定給付企業年金

清算人　永井　武義

債権申出の公告（第三回）

当社の残余財産の清算のため、平成二十六年三月二十四日、福岡地方裁判所田川支部より、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月四日

福岡県田川郡川崎町大字安眞木四三〇三番地の一

筑豊グリーン株式会社

清算人　美奈川成章

連絡先　福岡市中央区大名一丁目八番一一号　福岡城南法律事務所